

町田市会計基準への提言事項について

不納欠損処理の取扱いについて、会計基準の改正が必要かどうか、企業会計の観点から確認したい。

○ 現在の運用

過年度に発生した債権を当年度中に不納欠損処理した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不納欠損引当金を取り崩す ・ 引当額を超過して不納欠損した場合は、特別費用（不納欠損額）を計上する
当年度に発生した債権を当年度中に不納欠損処理した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不納欠損引当金を取り崩すのではなく、特別費用（不納欠損額）を計上する

○ 町田市会計基準（一部）

項目	内容
第3章 行政コスト計算書 3 計上する項目 (4) 特別収支の部 ②特別費用	iv 不納欠損額 当期に不納欠損処理を行った未収金のうち、不納欠損引当金を超える分等を計上する。 v 貸倒損失 当期に不納欠損処理を行った貸付金のうち、貸倒引当金を超える分等を計上する。